

「水害時に優先的に開設する避難所」の設定及び「自主避難所の開設及び運営基準」の策定について

1 趣旨

令和6年8月27日の大雨災害において、開設する避難所の決定や従事職員等の調整などにより、開設に時間を要したことが課題となったことから、迅速な避難所開設や、市民の避難行動に迷いが生じないように、仕組みを検討するとともに、水害時に優先的に開設する避難所を事前に定めること、及び台風の接近や長期にわたる降雨による土砂災害等が発生する恐れがある場合において、避難情報発令前の段階から、開設する自主避難所を事前に定めておくことにより、施設所管課等における職員体制等を事前に整え、速やかに避難所を開設できるようにするもの。

2 避難所の選定について

(1) 選定基準

ア 河川ごとに選定

イ 洪水浸水想定区域の外にあり、かつ浸水区域から近いこと

ウ 河川の規模に応じ、バランスよく選定

エ 開設する避難所の数については、避難情報発令区域の住民のうち、40%が避難する（令和元年度実施のアセスメント調査に基づく）こととして避難者数を計算し、選定する。なお、避難者全員を収容できる数の避難所の同時開設は、現実的に難しいことから、避難状況に応じて、順次追加で開設することとする。

(2) 選定する避難所

別紙のとおり

(3) 避難所の開設・運営体制

施設所管課によっては複数の避難所を開設することとなり、対応に限界が生ずることから、施設所管課のほかに応援担当部署もあらかじめ定めておき、全庁的な体制で対応するもの。

3 今後の対応について

本日8月1日より運用を開始し、市民に対しては広報もりおか8月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載し周知を図っていくこととしています。

■水害時に優先的に開設する避難所及び自主避難所一覧

区域名	水害時 優先開設	自主 避難所	開設する避難所	収容人数 (3.5㎡／ 人)	対象河川名
中央	○		上田小学校	252	北上川（三川合流より上流）
中央	○		上米内児童老人福祉センター	84	米内川
中央	○	○	下小路中学校	362	中津川、北上川（三川合流より上流）
中央	○		緑が丘児童老人福祉センター	97	北上川（三川合流より上流）
中央	○	○	山岸地区活動センター	147	中津川、米内川
西	○		青山小学校	246	木賊川
西	○		青山地区活動センター／青山老人福祉センター	239	諸葛川、木賊川
西	○		上堂児童老人福祉センター	110	北上川（三川合流より上流）
西	○		北厨川児童老人福祉センター	84	北上川（三川合流より上流）
西	○		厨川児童老人福祉センター	85	木賊川
西	○	○	厨川地区活動センター	216	北上川（三川合流より上流）
西	○		大新小学校	211	雫石川
西	○		土淵児童センター	73	諸葛川、雫石川
西	○	○	西厨川老人福祉センター	32	雫石川
西	○		みたけ老人福祉センター	64	諸葛川、木賊川
南	○	○	太田地区活動センター／太田老人福祉センター	228	雫石川
南	○		盛岡タカヤアリーナ（盛岡市総合アリーナ）	4,105	雫石川、北上川（三川合流より下流西岸）、南川、新川
南	○		津志田小学校	162	北上川（三川合流より下流西岸）、南川、新川
南	○	○	都南公民館	210	見前川、北上川（三川合流より下流西岸）、南川、新川
南	○	○	向中野児童センター	79	北上川（三川合流より下流西岸）、南川、新川
南	○		湯沢地域交流活性化センター	63	芋沢川
東	○	○	加賀野地区活動センター／加賀野児童老人福祉センター	273	中津川、中津川上流
東	○		河南公民館	351	中津川、北上川（三川合流より下流東岸）
東	○	○	河南中学校	349	築川、北上川（三川合流より下流東岸）
東	○		川目児童老人福祉センター	108	築川、根田茂川
東	○	○	杜陵老人福祉センター	51	中津川、北上川（三川合流より下流東岸）
南東	○	○	乙部児童センター	57	北上川（三川合流より下流東岸）、乙部川
南東	○		手代森小学校	234	北上川（三川合流より下流東岸）、大沢川
南東	○	○	中野地区活動センター	165	北上川（三川合流より下流東岸）
玉山	○		生出3地区コミュニティセンター	36	尻志田川
玉山	○		岩洞活性化センター	109	丹藤川、末崎川、向井沢川、軽末沢川
玉山	○		旧生出小学校（※今後変更の可能性あり）	162	松川、北上川、赤川、生出川
玉山	○		好摩地区公民館	52	松川、北上川、赤川
玉山	○		小袋地区コミュニティセンター	31	松川、北上川、赤川
玉山	○		外山公民館	24	外山川
玉山	○	○	玉山総合福祉センター	88	松川、北上川、赤川
玉山		○	玉山地区公民館	48	一
玉山	○		馬場状小屋地区コミュニティセンター	29	松川、北上川、赤川
玉山	○		舟田2地区コミュニティセンター	38	松川、北上川、赤川
玉山	○		松内地区コミュニティセンター	52	松川、北上川、赤川

■避難所開設の流れ

（従来）

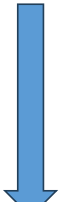
気象警報の発令等

警戒本部設置 （危機管理防災課）	・住民周知（情報発信） ・関係機関（警察、消防）への連絡 ・庁内周知（全庁掲示板）
---------------------	---



河川水位上昇の情報

避難情報発令に向けた情報収集 （危機管理防災課）	・今後水位上昇の恐れのある河川の確認 ・今後の見通しに係る情報収集
-----------------------------	--

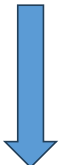


水防団待機水位（レベル１）



氾濫注意水位（レベル２）

避難情報発令の検討 （危機管理防災課）	・高齢者等避難発令地域及び開設する避難所の検討 ・施設所管課へ開設する可能性の連絡
------------------------	--



避難判断水位（レベル３）

高齢者等避難発令 （危機管理防災課） 避難所開設 （施設所管課）	・施設所管課へ開設準備の依頼 ・開設準備完了後、高齢者避難を発令
---	---

（変更後）

気象警報の発令等

警戒本部設置 （危機管理防災課）	・住民周知（情報発信） ・関係機関（警察、消防）への連絡 ・庁内周知（全庁掲示板）
---------------------	---

【新規】

優先的に開設する避難所の施設所管課及び応援担当課	・優先的に開設する避難所全てに、施設の状況を確認（物的、人的など開設への支障の有無を確認する。）するとともに、連絡体制を確保する。
--------------------------	---



河川水位上昇の情報

避難情報発令に向けた情報収集 （危機管理防災課）	・今後水位上昇の恐れのある河川の確認 ・今後の見通しに係る情報収集
-----------------------------	--

【新規】

優先的に開設する避難所の施設所管課及び応援担当課への連絡 （危機管理防災課）	・庁内及び施設所管課への情報提供（水位上昇河川等）
---	---



水防団待機水位（レベル１）



氾濫注意水位（レベル２）

【一部新規】

避難情報発令の検討 （危機管理防災課）	・高齢者等避難発令地域の検討及び開設準備を行う避難所の決定 ・施設所管課へ開設準備の依頼
------------------------	---

【新規】

優先的に開設する避難所の施設所管課及び応援担当課	・避難所開設準備
--------------------------	--



避難判断水位（レベル３）

高齢者等避難発令 （危機管理防災課） 避難所開設 （施設所管課） （応援担当課）	・高齢者等避難を発令 ・発令時に準備できている避難所を開設
--	--

「水害時に優先的に開設する避難所」及び「自主避難所」 概要図

